

平成21年10月15日

広島市議会議長

藤田博之様

提出者

広島市議会議員

木山徳和 山田春男

太田憲二 米津欣子

沖宗正明 中原洋美

今田良治 桑田恭子

母谷龍典

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

意見書案第26号

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
警察庁長官

あて

広島市議会議長名

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、今後、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が、来年6月までに完全施行される予定ですが、現時点においてその時期は確定しておりません。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①相談窓口の整備・強化、②セーフティネット貸付けの提供、③金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成20年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破たんなどに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付けを伸ばし、その結果、平成10年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばしや完全施行前の見直しによる金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付けの充実及びヤミ金融の撲滅などあります。

よって、国会及び政府におかれでは、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付けを更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。